

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
	<p>オ 「お客様へのお約束10か条」の達成状況や、お客様から寄せられた声とその業務への反映状況等について、毎事業年度、年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。</p> <p>カ 機構の理事長の諮問機関として「運営評議会」を設置する。機構の理事会は、意思決定にあたり、運営評議会の意見を積極的に聴き、これらを適切に反映することにより、お客様本位の業務運営の実現を目指す。</p>	<p>イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、職員教育の充実を図る。</p> <p>⑤ 開かれた組織運営 機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。</p>	<p>⑤ 理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 424 1944 512">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 424 2159 512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 512 1944 600">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 512 2159 600"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
<p>(6)電子申請の推進に関する事項 ○ 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進すること。</p>	<p>6 電子申請の推進に関する事項 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進するための取組を推進する。</p>	<p>6 電子申請の推進に関する事項 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進する。 具体的には、磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用や社会保険労務士の協力を得た電子申請の利用の促進に係る取組を実施する。</p>	<p>6. 電子申請の推進に関する事項 磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用や社会保険労務士の協力を得た電子申請の利用の促進に係る取組を実施したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 703 1944 791">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 703 2159 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 791 1944 879">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 791 2159 879"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
<p>4 業務運営の効率化に関する事項 (1)効率的な業務運営体制に関する事項 ○ 常に業務手順を点検し、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進めること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制に関する事項 ア 業務について、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声を収集することや外部コンサルティングの活用などにより、常にその手順を点検し、合理化及び効率化を図るとともに、標準化を進める。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制に関する事項 ・ 業務の合理化及び効率化を図るため、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声の収集などにより、常に業務の手順を点検する。また、業務の標準化を進め、業務処理要領等に反映させる。</p>	<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制に関する事項 お客様と直接接する年金事務所等の職員の声の収集などにより、常に業務の手順を点検し、業務の標準化を進め、業務処理要領等に反映させたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 1174 1944 1262">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 1174 2159 1262"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 1262 1944 1350">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 1262 2159 1350"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>○ 届出入力等の事務について、都道府県域を越えた広域集約化に向けた準備を進めるとともに、年金事務所の配置のあり方など、体制の見直しに着手すること</p>	<p>イ 各種届書の入力・審査・決定事務及び通知書等の印刷・交付事務については、社会保険オンラインシステム刷新後の都道府県域を越えた広域単位の集約化の実現に向け、当面、都道府県単位の事務センターへの完全集約化を実現する。</p> <p>ウ 業務運営の実施状況を踏まえて、本部及びブロック本部のあり方について検討する。年金事務所については、お客様の利便性等を踏まえた再配置計画の策定を検討する。</p>							
<p>(2) 運営経費の抑制等に関する事項</p> <p>○ 人員体制については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定)(以下「基本計画」という。)に基づき、合理化・効率化を進めること。ただし、年金記録問題の解決が早急かつ確実にできる体制とすること。なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進めること。</p> <p>○ 中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成22年度比での削減目標をそれぞれ設定し、業務の効率化を進めること。</p>	<p>2. 運営経費の抑制等に関する事項</p> <p>機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。</p> <p>人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。</p> <p>一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。</p>	<p>2. 運営経費の抑制等に関する事項</p> <p>運営経費について、効率的な執行を進める。</p>	<p>2. 運営経費の抑制に関する事項</p> <p>運営経費について、効率的な執行を進めたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1783 679 1944 767">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 679 2159 767"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 767 1944 855">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 767 2159 855"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>(3)外部委託の推進に関する事項 ○「基本計画」に基づき、外部委託を推進するとともに、委託業務の品質の維持・向上を図ること。</p>	<p>3. 外部委託の推進に関する事項 基本計画に基づき、業務の外部委託を進める。外部委託にあたっては、以下により、委託した業務の品質の維持・向上を図る。</p> <p>ア 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等により、委託業者の適切な選定を行う。</p> <p>イ 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。また必要に応じ、委託業者の変更を行う。</p> <p>ウ 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p>3. 外部委託の推進に関する事項 ア 納付督促等の外部委託について引き続き推進するとともに、新たに、平成22年1月から、年金相談センターの業務を全国社会保険労務士会連合会へ委託する。</p> <p>イ 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等を行い、委託業者を適切に選定する。</p> <p>ウ 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。</p> <p>エ 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p>3. 外部委託の推進に関する事項 年金相談センターの業務を全国社会保険労務士会連合会へ委託するなど外務委託を推進するとともに、委託業者の適切な選定、委託業者の業務内容の適正な管理・監視等を実施したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1789 213 1946 301">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1946 213 2199 301"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1789 301 1946 389">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1946 301 2199 389"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
<p>(4)社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項 ○ 新年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むこと。</p>	<p>4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</p>	<p>4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</p>	<p>4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項 「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組んだか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1789 1179 1946 1267">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1946 1179 2199 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1789 1267 1946 1355">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1946 1267 2199 1355"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>(5) その他業務運営の効率化の取組に関する事項 ○ 契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努めること。</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。調達コストについて、中期目標期間中、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の10%以上を削減することを目指す。</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 183 1944 271">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 183 2199 271"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 271 1944 359">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 271 2199 359"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
	<p>ア 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。</p>	<p>① 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札(総合評価方式を含む。)に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。</p>	<p>① 競争入札の徹底、調達コストの削減に努めたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 646 1944 734">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 646 2199 734"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 734 1944 821">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 734 2199 821"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
	<p>イ 調達委員会を設置し、事業年度を通じた調達の進行管理、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。</p>	<p>② 調達委員会を設置し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。</p>	<p>② 調達委員会における年間を通じた調達の進行管理・事前審査等により、調達の適正化、透明性の確保及びコスト削減に努めたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 869 1944 957">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 869 2199 957"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 957 1944 1045">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 957 2199 1045"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
	<p>ウ 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。なお複数年契約は、中期目標期間内において行うことを原則とするが、土地建物、事務機器等の賃貸借に係る契約、システム開発及び運用保守に係る契約、業務委託契約、宿舍管理等の管理保守業務に係る契約、損害保険契約等において、合理的と判断されるものについては、中期目標期間を超えて行うことができることとする。</p>	<p>③ 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。</p>	<p>③ 複数年契約等合理的な契約形態を活用したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 1077 1944 1165">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 1077 2199 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 1165 1944 1252">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 1165 2199 1252"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>5 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>○ コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部統制の仕組みを構築すること。</p>	<p>IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。また、内部監査機能を充実し、内部統制の有効性を検証するとともに、継続的にその改善を図る。</p> <p>具体的には、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、①コンプライアンスの確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託の管理、⑤情報の適切な管理及び活用等、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦ITへの適切な対応の7つの事項を柱として、理事会の統括の下で、日本年金機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を構築するとともに、継続的にその改善を図る。</p>	<p>IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。また、内部監査機能を充実し、内部統制の有効性を検証するとともに、継続的にその改善を図る。</p>	<p>IV. 業務運営における公平性及び透明性の確保その他業務の運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>・業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築したか。</p> <p>・内部監査機能の充実により、内部統制の有効性の検証・継続的改善を図ったか。</p> <p>・平成21年度は特に、コンプライアンス確保やリスク管理の必要性について、機構の役職員の意識の醸成に効果的な研修内容の検討・実施、事務処理誤りの内容を組織内で情報共有することの必要性についての役職員への周知、文書の適切な管理・保管の徹底を実施したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1785 213 1948 300">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1953 213 2163 300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1785 303 1948 389">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1953 303 2163 389"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								